

# 平成27年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)

平成27年2月12日

上場取引所 東

上場会社名 スカイマーク株式会社  
 コード番号 9204 URL <http://www.skymark.jp>

代表者 (役職名) 代表取締役社長

(氏名) 有森 正和

問合せ先責任者 (役職名) 代表取締役社長

(氏名) 有森 正和

TEL 03-5708-8280

四半期報告書提出予定日 平成27年2月12日

配当支払開始予定日 —

四半期決算補足説明資料作成の有無 : 無

四半期決算説明会開催の有無 : 無

(百万円未満切捨て)

## 1. 平成27年3月期第3四半期の業績(平成26年4月1日～平成26年12月31日)

### (1) 経営成績(累計)

(%表示は、対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
27年3月期第3四半期	64,322	△1.4	△11,290	—	△10,403	—	△13,617	—
26年3月期第3四半期	65,250	△0.8	△181	—	1,916	△75.2	230	△94.4

	1株当たり四半期純利益	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益
	円 銭	円 銭
27年3月期第3四半期	△149.66	—
26年3月期第3四半期	2.54	2.53

(注)27年3月期第3四半期の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益は、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

### (2) 財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	1株当たり純資産
	百万円	百万円	%	円 銭
27年3月期第3四半期	74,185	31,084	41.3	336.55
26年3月期	78,771	44,689	56.2	486.26

(参考)自己資本 27年3月期第3四半期 30,625百万円 26年3月期 44,232百万円

## 2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
26年3月期	—	0.00	—	0.00	0.00
27年3月期	—	0.00	—	—	—
27年3月期(予想)	—	—	—	—	—

(注)直近に公表されている配当予想からの修正の有無 : 無

## 3. 平成27年3月期の業績予想(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

(%表示は、対前期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		当期純利益		1株当たり当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
通期	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注)直近に公表されている業績予想からの修正の有無 : 有

※ 注記事項

(1) 四半期財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 : 無

(2) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

- ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 無
- ② ①以外の会計方針の変更 : 無
- ③ 会計上の見積りの変更 : 無
- ④ 修正再表示 : 無

(3) 発行済株式数(普通株式)

① 期末発行済株式数(自己株式を含む)

27年3月期3Q	91,344,200 株	26年3月期	91,309,600 株
----------	--------------	--------	--------------

② 期末自己株式数

27年3月期3Q	345,624 株	26年3月期	345,624 株
----------	-----------	--------	-----------

③ 期中平均株式数(四半期累計)

27年3月期3Q	90,986,300 株	26年3月期3Q	90,951,551 株
----------	--------------	----------	--------------

※四半期レビュー手続の実施状況に関する表示

この四半期決算短信は、金融商品取引法に基づく四半期レビュー手続の対象外であり、この四半期決算短信の開示時点において、金融商品取引法に基づく四半期財務諸表のレビュー手続は終了していません。

※業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。業績予想の前提となる条件及び業績予想のご利用にあたっての注記事項等については、四半期決算短信(添付資料)P. 2「1.当四半期決算に関する定性的情報(3)業績予想などの将来予測情報に関する説明」をご覧ください。

## ○添付資料の目次

1. 当四半期決算に関する定性的情報 .....	1
(1) 経営成績に関する説明 .....	1
(2) 財政状態に関する説明 .....	1
(3) 業績予想などの将来予測情報に関する説明 .....	1
2. 継続企業の前提に関する重要事象等 .....	1
3. 四半期財務諸表 .....	2
(1) 四半期貸借対照表 .....	2
(2) 四半期損益計算書 .....	4
第3四半期累計期間 .....	4
(3) 四半期財務諸表に関する注記事項 .....	5
(継続企業の前提に関する注記) .....	5
(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記) .....	5
(重要な後発事象) .....	5

## 1. 当四半期決算に関する定性的情報

### (1) 経営成績に関する説明

当第3四半期累計期間における世界経済は、日本やユーロ圏の成長が足元で鈍化しているものの、米国経済の緩やかな回復傾向の継続等、全体としては緩やかな回復基調にありました。しかしながら、シリアを中心とする一部の中東諸国における情勢不安やウクライナ問題の地政学的リスクに加え、原油価格の急落によるロシアなどの原油輸出国のリスクが顕在化する等、依然として先行き不透明な状況が続いております。

国内経済は、消費税増税後の駆け込み需要の反動減による落ち込みは徐々に和らぎつつあったものの、消費支出低迷が依然として続いております。

航空業界を取りまく事業環境は、原油価格の下落など明るい話題もありましたが、円相場は一時、2007年7月以来の1ドル＝121円台まで下落するなど厳しい経営環境となりました。

### (2) 財政状態に関する説明

当第3四半期会計期間末の総資産は74,185百万円であり、前事業年度末に比べて4,586百万円の減少となりました。これは主に、エアバスA330-300型機の導入をはじめとした航空機材数の増加に伴う長期預け金の増加4,644百万円、現金及び預金の減少6,335百万円、資産売却に伴う航空機材の減少365百万円、機械装置の減少1,653百万円、車両運搬具の減少1,053百万円によるものです。

負債は43,100百万円であり、前事業年度末に比べて9,017百万円の増加となりました。これは主にエアバスA330-300型機の導入に伴う営業未払金等の仕入債務の増加3,610百万円、航空機材数の増加に伴う定期整備引当金の増加2,891百万円、リース債務の増加1,464百万円によるものです。

純資産は31,084百万円であり、前事業年度末に比べて13,604百万円の減少となりました。これは主に繰越利益剰余金の減少13,617百万円によるものです。

### (3) 業績予想などの将来予測情報に関する説明

当社は平成23年2月18日にAIRBUS S. A. S. 社（エアバス社）と計6機のA380型機の購入契約を締結しましたが、平成26年7月25日に当該契約についての解除および多額の解約違約金の支払い通知をエアバス社から受けております。

当社としましては、当該解約違約金の金額には合理性がないと考えており、エアバス社と当該金額の減額について引き続き交渉を行っております。

また、上記の契約解除通知を受け、当社が支払済のA380型機に係る前払金（貸借対照表に建設仮勘定として25,508百万円を計上）についてもエアバス社と交渉を続けており、問題の早期解決に努めております。

なお、本件による業績への影響額については、現時点では合理的に見積もることが困難であることから、当四半期財務諸表には反映されておられません。

今後につきましては、東京地方裁判所から民事再生手続開始決定を受けた後、再生計画案を作成し、同裁判所から認可を受けて再生計画を遂行することとなりますが、現時点においては確定しておらず、平成27年3月期の業績予想については作成不能のため開示していません。

## 2. 継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、当第3四半期累計期間におきまして、競合他社との競争の激化、エアバスA330-300型機の運航による収益性の低下、想定を超える円安の進行等の要因により業績が悪化しており、11,290百万円の営業損失、10,403百万円の経常損失、13,617百万円の四半期純損失を計上しております。現金預金残高につきましても前事業年度末に比べ6,335百万円減少しており、かつ、AIRBUS S. A. S. 社（エアバス社）からA380型機計6機の購入契約の解除および多額の解約違約金の支払い通知を受けており、当該解約違約金の支払いが発生した場合には、当社の財務基盤がさらに悪化することも懸念されるため、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

そこで、当社は当該疑義を解消するべく旅客運賃の管理方法を変更する等の営業施策を実施し、不採算路線の運航の休止等を通じてコスト削減に努めましたが、業績の抜本的な改善には至りませんでした。

そのため、当社は事業の再生のために資金支援等を受けることが不可欠であるとの判断に至り、平成27年1月28日付で東京地方裁判所に対して民事再生手続開始の申立てを行い、同日、弁済禁止の保全命令が発令され、平成27年2月4日付で民事再生手続開始決定が発令されました。

今後、再生計画案を作成し東京地方裁判所の認可を受けて再生計画を遂行することとなりますが、再生計画案は現時点では未確定であり継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、四半期財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

## 3. 四半期財務諸表

## (1) 四半期貸借対照表

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成26年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,065	730
営業未収入金	4,895	3,173
貯蔵品	56	57
預け金	1,973	1,232
未収入金	1,916	1,804
前渡金	520	70
未収還付消費税等	1,200	1,356
未収還付法人税等	1,171	-
前払費用	2,348	3,789
繰延税金資産	90	-
その他	416	229
流動資産合計	21,656	12,444
固定資産		
有形固定資産		
航空機材	6,957	6,591
減価償却累計額	△3,772	△3,756
減損損失累計額	△73	△73
航空機材(純額)	3,110	2,761
建物	2,453	2,370
減価償却累計額	△801	△852
減損損失累計額	△17	△26
建物(純額)	1,634	1,492
構築物	19	19
減価償却累計額	△7	△9
構築物(純額)	12	10
機械及び装置	3,574	1,921
減価償却累計額	△1,990	△409
機械及び装置(純額)	1,584	1,512
車両運搬具	4,468	3,414
減価償却累計額	△3,222	△2,973
減損損失累計額	△0	△0
車両運搬具(純額)	1,245	440
工具、器具及び備品	1,912	1,952
減価償却累計額	△1,129	△1,200
減損損失累計額	△0	△0
工具、器具及び備品(純額)	782	752
リース資産	2,726	4,514
減価償却累計額	△364	△675
減損損失累計額	-	△315
リース資産(純額)	2,361	3,524
建設仮勘定	26,440	25,613
有形固定資産合計	37,171	36,107
無形固定資産	112	120

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成26年12月31日)
投資その他の資産		
関係会社株式	2	2
長期貸付金	1	1
敷金及び保証金	6,184	7,193
長期預け金	13,572	18,216
長期前払費用	53	82
その他	18	18
貸倒引当金	△1	△1
投資その他の資産合計	19,830	25,512
固定資産合計	57,114	61,741
資産合計	78,771	74,185
負債の部		
流動負債		
営業未払金	2,919	6,529
未払金	333	864
未払費用	1,128	1,102
未払法人税等	-	1
預り金	160	260
前受旅客収入金	7,373	5,014
定期整備引当金	474	231
返還整備引当金	2,454	1,311
リース債務	315	559
繰延税金負債	-	3
その他	381	630
流動負債合計	15,542	16,510
固定負債		
定期整備引当金	12,206	15,340
返還整備引当金	3,623	5,000
資産除去債務	244	412
リース債務	2,216	3,436
繰延税金負債	69	2,213
その他	180	186
固定負債合計	18,540	26,590
負債合計	34,082	43,100
純資産の部		
株主資本		
資本金	14,181	14,186
資本剰余金		
資本準備金	13,314	13,319
資本剰余金合計	13,314	13,319
利益剰余金		
繰越利益剰余金	16,827	3,210
利益剰余金合計	16,827	3,210
自己株式	△91	△91
株主資本合計	44,232	30,625
新株予約権	456	458
純資産合計	44,689	31,084
負債純資産合計	78,771	74,185

(2) 四半期損益計算書  
(第3四半期累計期間)

(単位：百万円)

	前第3四半期累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
事業収益	65,250	64,322
事業費	62,919	73,051
事業総利益又は事業総損失(△)	2,331	△8,728
販売費及び一般管理費	2,512	2,562
営業損失(△)	△181	△11,290
営業外収益		
受取利息	8	0
為替差益	1,795	492
違約金収入	288	349
その他	99	210
営業外収益合計	2,191	1,053
営業外費用		
支払利息	78	138
その他	14	27
営業外費用合計	93	166
経常利益又は経常損失(△)	1,916	△10,403
特別利益		
固定資産売却益	0	11
新株予約権戻入益	38	51
その他	3	0
特別利益合計	41	62
特別損失		
減損損失	—	365
賃貸借契約解約損	—	392
賃貸借解約違約引当金繰入額	—	241
その他	63	12
特別損失合計	63	1,011
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失(△)	1,895	△11,352
法人税、住民税及び事業税	1,550	27
法人税等調整額	114	2,238
法人税等合計	1,664	2,265
四半期純利益又は四半期純損失(△)	230	△13,617

## (3) 四半期財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

- ① 当第3四半期累計期間におきましては、競合他社との競争の激化、エアバスA330-300型機の導入コストの発生、想定を超える円安の進行等の要因により業績が悪化しており、11,290百万円の営業損失、10,403百万円の経常損失、13,617百万円の四半期純損失を計上しております。また、収支の悪化傾向が継続し、前事業年度末に比べ、現金預金残高が6,335百万円減少しており、今後運転資金需要が大幅に増加した場合には資金繰りに十分な余裕を確保できなくなる可能性があり、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。
- ② 当社は平成23年2月18日にAIRBUS S. A. S. 社（エアバス社）と計6機のA380型機の購入契約を締結しましたが、平成26年7月25日に当該契約についての解除および多額の解約違約金の支払い通知をエアバス社から受けております。

当社としましては、当該解約違約金の金額には合理性がないと考えており、エアバス社と当該違約金の減額について引き続き交渉を行っております。

また、上記の契約解除通知を受け、当社が支払済のA380型機に係る前払金（貸借対照表に建設仮勘定として25,508百万円を計上）についてもエアバス社と交渉を続けており、問題の早期解決に努めております。

しかしながら、現時点では解約違約金の支払いおよび前払金の回収可能性については、交渉に左右される部分が大きく、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は当該疑義を解消するべく、不採算路線からの撤退、余剰となる航空機材の早期リース返還、運賃政策の見直し等の対応策を講じましたが、財政状態の悪化に歯止めをかけることができませんでした。そのため、当社は事業の再生のために資金支援等を受けることが不可欠であるとの判断に至り、平成27年1月28日開催の取締役会において、民事再生法の規定による再生手続開始の申立てを行うことを決議し、同日、東京地方裁判所に対し再生手続開始の申立てを行い受理され、直ちに同裁判所より弁済禁止の保全命令及び監督命令が発令されました。また、平成27年2月4日に同裁判所より民事再生手続開始決定が発令されております。

今後、当社では事業再生計画案を作成し、裁判所の認可を受けて再生計画を遂行することとなりますが、再生計画案は現時点では未確定であり、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、当社の財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関するこれらの重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しておりません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

(多額な資金の借入)

当社は、運転資金として、平成27年1月6日に以下の借入を実行しております。

借入先	西久保 慎一
借入金額	700百万円
借入利率	年0.96%
借入実行日	平成27年1月6日
返済期限	平成27年1月30日
担保提供	無

(民事再生法の規定による再生手続開始の申立てについて)

当社は、平成27年1月28日開催の取締役会において、民事再生法の規定による再生手続開始の申立てを行うことを決議し、同日、東京地方裁判所に対し再生手続き開始の申立てを行い受理され、直ちに同裁判所より弁済禁止の保全命令及び監督命令が発令されました。また、平成27年2月4日に同裁判所より民事再生手続開始決定が発令されました。

民事再生手続の概要は以下のとおりであります。

- (1) 当該民事再生手続開始の申立て等を行った年月日  
平成27年1月28日
- (2) 当該民事再生手続開始の申立て等に至った経緯



当社は、平成8年の設立後、平成10年には定期航空運送事業免許を取得し、安全と低コストを両立した定期航空運送サービスを提供してまいりました。平成22年3月期には、売上高約410億円、営業利益約31億円を計上し、その後も平成25年3月期までは、当社の業績は堅調に推移してまいりました。

しかしながら、当社は、平成24年6月から、エアバスA330型機のリースを受けて利用してきたところ、平成26年1月頃から始まった急激な円安の進行により、これらのドル建てリース料の支払いが大きな負担となりました。加えて、競合他社との競争の激化、想定を超える円安の進行、燃料費の高止まり等の要因により、当社の業績は著しく悪化し、平成26年3月期において1,845百万円の当期純損失を計上いたしました。

このような業績の悪化を受けて、当社は、不採算路線の運航の休止等を通じてコスト削減に努めましたが、徹底したコスト削減を実現するには至らず、業績の抜本的な改善には至りませんでした。

また、当社は平成23年2月18日にAIRBUS S. A. S. 社（エアバス社）と計6機のA380型機の購入契約を締結いたしました。その購入代金等の支払を巡るエアバス社との交渉が難航し、ついには平成26年7月25日に当該契約についての解除及び多額の解約違約金の支払いに関する通知をエアバス社から受けるに至りました。当社としましては、当該解約違約金の金額には合理性がないと考え、当該金額の減額についてエアバス社と交渉を行っておりますが、当該解約違約金の支払いが発生すれば、当社の財務基盤がさらに悪化することも懸念される状況にあります。

以上のような要因により、当社は、自主再建は極めて困難であり、当社事業の再生のために資金支援等を受けることが不可欠であるとの判断に至り、検討を進めて参りました結果、今般、東京地方裁判所に対して民事再生手続開始の申立てを行いました。

### (3) 当該民事再生手続開始の申立ての内容

申立日	平成27年1月28日
管轄裁判所	東京地方裁判所
事件番号	平成27年（再）第6号
事件名	民事再生手続開始申立事件
申立代理人	東京都港区北青山3丁目6番7号 佐藤総合法律事務所 弁護士 佐藤 明夫
監督委員	弁護士 多比羅 誠

### (重要な契約の締結)

当社は民事再生手続きの迅速かつ円滑な実行および債権者への弁済の極大化を図ることを目的として以下の契約を締結しております。

#### 再生支援基本契約および金銭消費貸借契約

契約の相手会社	インテグラル株式会社
契約締結の時期	平成27年2月5日
契約の概要	① 借入極度額を9,000百万円とするコミットメントライン契約の締結による資金の確保 ② 再生に係る業務支援のための要員派遣 ③ 再生計画策定に係る支援

#### 契約の締結が営業活動等へ及ぼす重要な影響

当該契約の締結により、当社は再生手続中においても十分な資金供給を受けることでキャッシュフローの安定化を図り、また再生手続きを迅速かつ効率的に進めることが可能となります。